

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会役員等の報酬及び交通費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第7条、第10条、第25条、第26条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事、監事及び顧問をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等が、会議に出席したときは別表に定める報酬を支給する。

2 役員等が法人の運営のために会長の命を受けてその業務にあたったときは、別表の報酬を支給することができる。

3 報酬が日額で定められている者は、その勤務日数に応じて支給する。

4 報酬が年額で定められている者は、その職についた日から職を離れた日まで支給する。この場合において、職についた日が月の初日以外のとき又は職を離れた日が月の末日以外のときは、その月の現日数を基礎とした日割りによって計算する。

(報酬を支給しない場合)

第4条 報酬が年額で定められている者が、特別な事由が無くその年1日も勤務しない場合は、報酬を支給しない。

2 法人の職員が役員等を兼務する場合には、この規程を適用しない。

(報酬の支給日)

第5条 日額の報酬は、その都度支給する。

2 年額の報酬は、年度末に支給する。ただし、職を離れたときはその際に支給する。

(交通費及び宿泊費の支給)

第6条 交通費及び宿泊費の額は別表に定めるとおりとする。

2 交通費及び宿泊費は、出張終了後に支給する。ただし、必要により事前に概算額を支給し、出張終了後に精算することができる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準並びに額として公表するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、報酬、交通費及び宿泊費の支給に関して必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年8月25日から施行する。
- 2 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成21年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

区 分	報 酬 額	交通費	宿 泊 料
評議員	日額 1,900円	実費 の額	実費の額。この場合において、当該実費の額に夕食又は朝食に要する経費が含まれていないときには、その1食につき1,100円を加算して、支給する。宿泊料の額(夕食及び朝食に要する経費を含む。)は、1夜につき14,000円を超えることができない。
会長たる理事	年額600,000円		
理事	日額 1,900円		
監事			
顧問	年額360,000円		